

令和5年度新技術を活かした森林作業システム 高度技能者育成事業のご案内

1. 事業の概要

本事業では、図1のように**育成研修**と**指導者研修**を実施します。

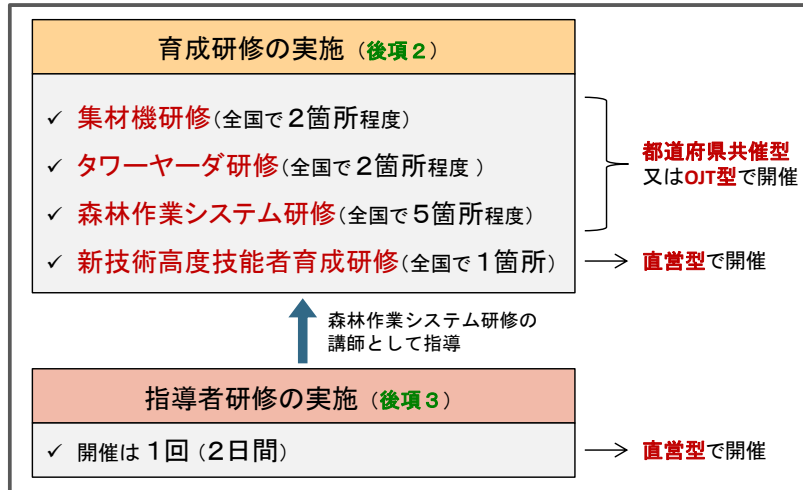


図1 事業のフロー

現場技能者とは、森林施業の実行主体となる者であり、森林施業における安全性と生産性を向上するだけでなく、森林経営の主体と協力し、森林施業の現場から地域特性に応じた森林作業システムやその改善点を提案することが求められます。

育成研修では、**新技術を活かした森林作業システム高度技能者**として、図2のような現場技能者 (**高度架線技能者**、**森林作業システム高度技能者**及び**新技術高度技能者**) の育成を図ります。

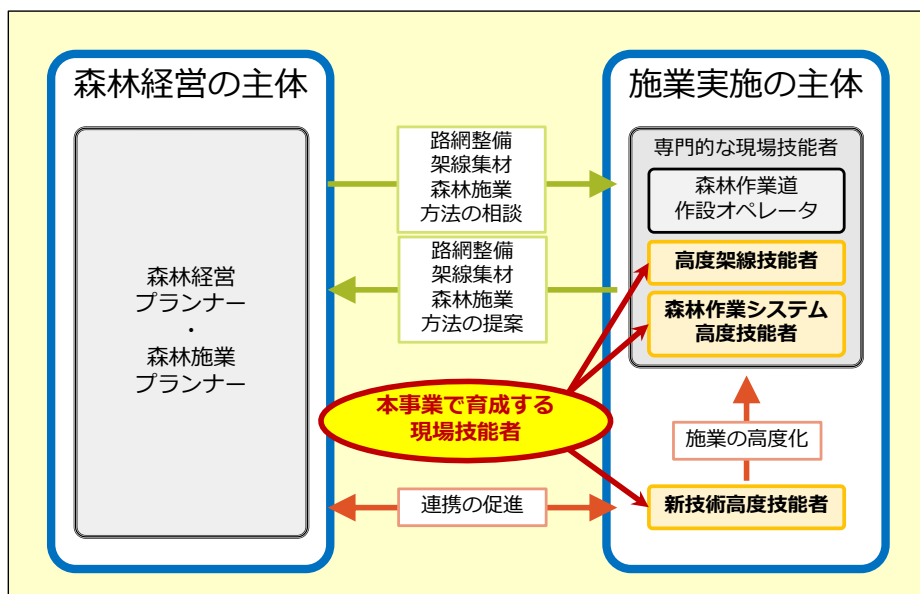


図2 現場技能者の役割

2. 育成研修

図3の育成研修において、集材機研修、タワーヤード研修及び森林作業システム研修は、**都道府県共催型**（都道府県と共同開催）と**OJT型**（森林組合や林業事業体等が職場内研修として開催）で実施します。新技術高度技能者育成研修は、**直営型**で実施します。

都道府県共催型の場合、研修の実施にあたり**都道府県が負担する経費はありません**。

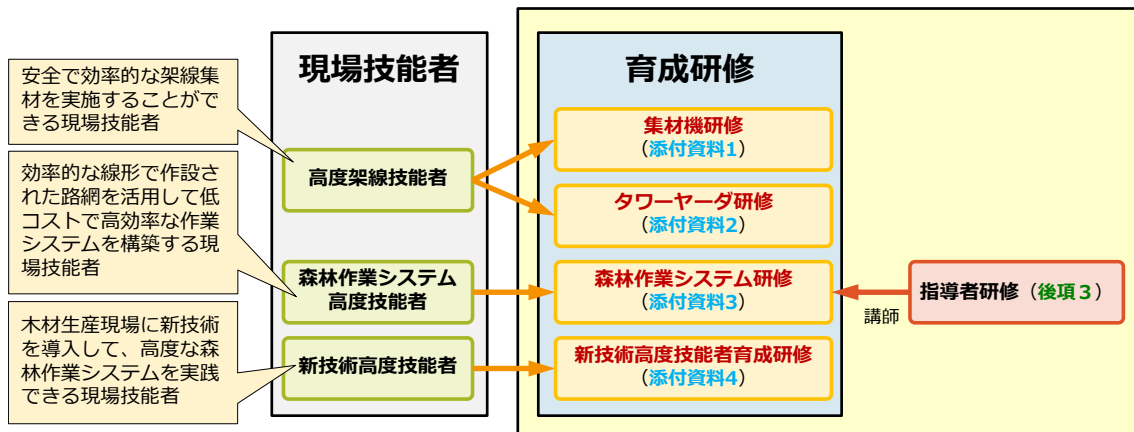


図3 育成する現場技能者と育成研修の関係

3. 指導者研修（添付資料5）

森林作業システム研修を幅広く普及するとともに、効果的・効率的な研修を実施するために、研修の講師となり得る者を対象とした指導者研修（**2日間**）を実施します。

指導者研修の参加者には、宿泊費、旅費及び日当を支給します。

☑ 熟練技能者の紹介について（行政担当者様へのお願い）

指導者研修の参加候補者となり得る森林作業システムの熟練技能者（現場技能者）の紹介をお願いします。

このお願いは、**全国の森林作業システムの熟練技能者の把握を目的**としています。

紹介いただいた熟練技能者は、簡単なアンケートを送付するとともに、森林作業システム研修を実施する際には、講師として助言等をお願いしたいと考えています。

育成研修の要望が無い場合にも、ご紹介いただければ助かります。

森林作業システム研修の講師選定要件

- 実際の現場における森林施業の経験を有する者（概ね7年以上）
- 所属する事業体における現状の森林作業システムを把握している者
- 事業体等で指導的立場にある者